

東京都立大学図書館の都民開放に関する要綱

17 首都大図書第 197 号
制定 平成 17 年 10 月 28 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、学術情報基盤センター（以下「センター」という。）の所蔵する学術資料（東京都立大学図書館（以下「図書館」という。）に所蔵されているものに限る。）を、都民に開放することについて、必要な事項を定めるものである。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

(目的)

第 2 条 センターは、大学の教育・研究のために収集した学術資料を都民に提供し、都民の生涯学習を支援することを目的とする。なお、運用にあたっては本学の教職員、学生の利用に配慮するものとする。

(利用資格)

第 3 条 図書館を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する 18 歳以上の者とし、図書館所蔵の学術資料を使っての調査・研究を目的とする者とする。ただし、受験等のための学習を目的とする者を除く。なお、他大学に属する者は、大学間の相互協力制度を利用することとする。

- (1) 都内に在住するもの。
- (2) 都内の事業所に勤務するもの。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

(利用サービス内容及び利用対象資料)

第 4 条 図書館において利用できるサービスは、閲覧、貸出、複写とする。利用対象資料は、部局の図書室又は研究室が所蔵する資料を除く。

（23 首都大管図書第 307 号・24 首都大管学情第 600 号・一部改正）

(利用日)

第 5 条 図書館は次の各号に該当する日を除き、利用することができる。

- (1) 東京都立大学図書館利用規程（平成 17 年度法人規程第 19 号）第 1 章第 3 条に定める閉館日
- (2) センター長が必要と認める期間

（23 首都大管図書第 307 号、31 首都大管学情第 615 号・一部改正）

(利用時間)

第 6 条 図書館の利用時間は、東京都立大学図書館利用規程第 1 章第 3 条第 3 項に定める開館時間内とする。ただし、センター長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

(利用手続き)

第 7 条 図書館における利用サービスのうち、閲覧又は複写のみを希望するものは、そのつど閲覧利用申請書に必要事項を記入して提出する。

2 図書館の学術資料の貸出を希望する者は、都民利用カード発行申請書に必要事項を記入し、都民利用カード（以下「利用カード」という。）の交付を受けることとする。なお、利用カードの交付に際して、登録に要する費用を別途細則に定める。利用カードの有効期間は、発行の日から 1 年間とする。

3 いずれの場合も、都内在住在勤を証明する書類を提示することとする。

（23 首都大管図書第 307 号・一部改正）

(利用者の責務)

第 8 条 図書館を利用する者は、東京都立大学図書館利用規程その他諸規定を守るとともに、利用方法については各館の定めた利用案内に従うこととする。また、職員の指示に従わなければならない。

(23 首都大管図書第 307 号・一部改正)

(利用の制限)

第 9 条 センター長は、利用者が東京都立大学図書館利用規程に違反し、もしくは職員の指示に従わないときは、図書館の利用を禁止または制限することができる。

(23 首都大管図書第 307 号・一部改正)

(実施細則)

第 10 条 この要綱の施行に関して必要な事項は、この要綱に定める手続を行う各組織がその所掌事務の範囲内において定めるほか、センター長が定めるものとする。

附 則 (平成 17 年 10 月 28 日 17 首都大図書第 197 号)

この要綱は、平成 17 年 10 月 28 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 31 日 23 首都大管図書第 307 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 3 月 29 日 24 首都大管学情第 600 号)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日 31 首都大管学情第 615 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。